

当社におけるデリバティブ取引等に係るリスク量に関する管理方法

法令諸規則では、公募の投資信託等の信託財産に関し、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行ない、または継続することを内容とした運用を行なってはならない」とされています。

デリバティブ取引等の投資指図を行うファンドについては、簡便法（注1）または内部管理モデル方式（注2）にて管理を行います。

デリバティブ取引等に係るリスク量に関する管理方法については、将来、変更する可能性があります。

注1：簡便法

各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。

注2：内部管理モデル方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。）における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。